

岩手県告示第463号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成25年6月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 名称 構井田

2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
一関市	千厩町千厩	石堂	15番7	標柱1号
			15番22地先道路敷	標柱2号
			16番10	標柱12号
			16番7	標柱13号
			16番13	標柱14号
			63番7	標柱3号
		構井田	63番11地先道路敷	標柱4号
			113番6地先道路敷	標柱5号
			66番12	標柱6号
			66番3	標柱7号及び8号
			113番41	標柱9号
			113番20	標柱10号
			113番8	標柱11号